

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」 開催要綱（案）

1 目的

我が国においては、新型コロナウイルス感染症を一つの契機に、「新たな日常」の確立や経済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後いっそう進んでいくことが見込まれる。そのような中、デジタル変革を支え、有限希少な国民共有の資源である電波を有効に利用するとともに、その便益が広く国民に及び、我が国の経済と社会を活性化することが必要である。

これらを踏まえ、今後の電波利用の将来像に加え、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について検討することを目的として、本懇談会を開催する。

2 名称

本懇談会は、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電波利用の将来像
- (2) デジタル変革時代の電波政策上の課題
- (3) デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策

4 構成及び運営

- (1) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本懇談会に、座長及び2名の座長代理を置く。
- (3) 本懇談会は、座長が運営する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に指名された座長代理がその職務を代行する。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、本懇談会の検討を促進するため、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本懇談会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。
- (3) 本懇談会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本懇談会の開催期間は、令和2年11月から令和3年夏頃までを目途とする。

7 庶務

本懇談会の庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課において行う。

「デジタル変革時代の電波政策懇談会」 構成員 一覧

(敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順)

(座長)	三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
(座長代理)	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長代理)	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授
	飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センターICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
	北 俊一	株式会社野村総合研究所パートナー
	篠崎 彰彦	九州大学大学院経済学研究院教授
	高田 潤一	東京工業大学副学長(国際連携担当)/環境・社会理工学院教授
	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部上級准教授
	藤井 威生	電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授
	藤原 洋	株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長 CEO